

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会
(地域共生社会推進検討会)最終とりまとめ」に対する本会の見解について

公益社団法人日本社会福祉士会（以下「本会」という。）は、人々の尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。

2019年12月26日付けにて厚生労働省より「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)最終とりまとめ」(以下「報告書」という。)が公表されました。

報告書では、市町村における地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制（以下「包括的な支援体制」という。）の構築を推進するために新たな事業の創設が明記されました。1つは、「断らない相談支援」として「本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援」、2つは、「参加支援」として「本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援」、3つは、「地域づくりに向けた支援」として「地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援」です。これら3つの支援を一体的に行うには、ミクロ・メゾ・マクロレベルソーシャルワーク機能を一体的に発揮していくことが求められていると言えます。

また、これらを担う専門職の資質として、倫理観の向上、本人や家族を包括的に受け止めるためのインテークとアセスメント、チームによる支援、相談に来られない人へのアウトリーチ、DV被害者や性暴力被害者、児童虐待の被害者等の権利擁護、既存の社会資源の活用や新たな社会資源の開発、福祉教育、学習の場、新たな地域活動等が求められています。

この報告書では、求められているものは、「ソーシャルワーク」であり、地域共生社会の実現に向け、あらためて「ソーシャルワーク」への期待と、ソーシャルワーク専門職が必要とされていることに対して、本会として高く評価します。

現在、これらに対応する新たな社会福祉士の養成課程等の改定作業が進められています。本会は現任者の学び直し等を含め、現任者の知識や技術の向上に向けた研修体制の整備を進めるとともに、認定社会福祉士制度の充実化にも取り組んでいるところであり、これらの取組の加速化によって、さらなる社会福祉士の資質向上に取り組んでまいります。

全国の市町村において、地域共生社会の実現に向け、3つの支援が一体的に行われ、包括的な支援体制を推進していくためには、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士の配置・任用を進めることが必要と言えます。

この報告書を踏まえ、本会は、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士の資質向上と配置・任用の促進に向けた取組を進めてまいります。

2020年1月30日

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島 善久